

九州国際大学研究費補助金に関する規程

(平成19年4月1日制定)

最終改正 令和6年5月1日

(目的)

第1条 この規程は、九州国際大学（以下「本学」という。）の教職員が国等から研究費補助金の交付を受ける場合において、その申請手続、交付決定後における経理手続、及び研究結果の報告等に関する手続等の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において研究費補助金とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 国等からの科学技術振興に関する研究費補助金
- (2) 地方自治体からの科学技術振興に関する研究費補助金
- (3) 公共的団体及び公益法人からの科学技術振興に関する研究費補助金
- (4) 前各号以外の研究費補助金

2 この規程において「研究代表者」とは、第1項各号に掲げる研究費補助金を1人で受ける者、研究組織又は研究拠点の代表者をいう。

3 この規程において、「会計規程」とは、学校法人九州国際大学の会計規程及び個人研究費の取扱いに関する内規を、「旅費規程」とは、学校法人九州国際大学の旅費規程をいう。

(法令等の遵守)

第3条 研究代表者等は、交付決定を受けた研究費補助金に基づく通知及び交付決定に係る通知書等に記載された補助条件等を遵守しなければならない。

(公募の申請)

第4条 公募要領により研究費補助金に係る研究計画調書又は提案書等の公募に関する書類を公募先に提出等する場合には、あらかじめ大学事務局大学政策部大学総務室長（以下「大学総務室長」という。）に届出るものとする。

(経理及び管理の委任)

第5条 研究代表者等は、研究費補助金の交付内定を受けたときは、その経理に関する事務を大学事務局大学政策部大学総務室に委任したものとみなす。

2 大学総務室長は研究費補助金の経理及び管理を行う者として「経理責任者」を指名しなければならない。

(経理事務)

第6条 研究費補助金に係る事務の取扱いは、補助条件等に記載のない場合は、会計規程、旅費規程、個人研究費の取扱いに関する内規その他関連規定の定めるところによる。

(保管等)

第7条 研究代表者等は、研究費補助金の交付を受けたときは直ちに経理責任者に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた経理責任者は、預金口座に振り替えるとともに受入計算書を作成するものとする。

3 研究費補助金は、金融機関に預け入れ、保管するものとする。

4 研究費補助金を管理する預金口座は、原則として第2条第1項に規定する研究費補助金ごとに開設するものとする。

5 預金口座の名義は、研究代表者、学長又は理事長とする。

6 直接経費の預託により生じた利子は、補助事業の遂行に使用し、又は本学に譲渡しなければならない。

(研究への協力をする者の雇用等)

第8条 研究を支援するため、研究費補助金により研究に協力する者を雇用する場合は、学校法人九州国際大学職員就業規則、学校法人九州国際大学嘱託職員及び臨時職員就業規則その他の関連規定の定めるところによる。

(支払手続)

第9条 経理責任者は、支払いをしようとするときは、原則として立替払い申請書に基づき支払うものとする。ただし、「見積書」、「納品書」、「請求書」等の証票に基づき、第7条5項に掲げる預金口座より、振込みによる支払いができるものとする。

(帳簿)

第10条 経理責任者は、研究費補助金収支簿を用いて直接経費を費目ごとに収支管理しなければならない。

(関係書類の保管)

第11条 経理責任者は、研究費補助金の収支関係を明らかにした関係書類を原則として研究代表者等ごとに分類のうえ、研究費補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管するものとする。

(設備等の寄付)

第12条 研究代表者等は、研究費補助金により設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）を取得した場合は、直ちに本学に寄付しなければならない。

(間接経費の納付)

第13条 研究代表者は、交付決定を受けた研究費補助金に基づく通知及び交付決定に係る通知書等に記載された補助条件等に基づき、間接経費を計上すると共に、研究費補助金に含まれる間接経費相当額は本学に納付しなければならない。

(監査の実施)

第14条 研究費補助金の使用等に関しては、別に定めるところにより監査を実施するものとする。

2 研究代表者等は、監査の実施に協力するものとする。

(研修会・説明会の実施)

第15条 学長は、研究費補助金の不正使用防止等のため、研修会・説明会を定期的の実施するものとする。

(準用規定)

第16条 文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会から交付される研究費補助金以外の補助金等で、預り金として経理するものは、原則としてこの規程を準用する。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、その都度これを定めるものとする。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、教育研究協議会において審議する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和6年5月1日から施行する。